

平成24年(2012年)2月3日



埼玉県報

第 2 3 6 0 号
平成 2 4 年 2 月 3 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告\(広聴広報課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [圏央道幸手IC\(仮称\)東側地域の整備計画に係る環境影響評価公聴会の開催\(環境政策課\)](#)
- [東松山都市計画事業\(仮称\)葛袋土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の開催\(環境政策課\)](#)
- [\(仮称\)東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の開催\(環境政策課\)](#)
- [行田都市計画生産緑地地区の変更告示\(みどり再生課\)](#)
- [箕和田用水土地改良区の役員就退任届\(川越農林振興センター\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消し\(大宮県税事務所\)](#)
- [一般国道140号の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷小川秩父線の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [一般国道140号の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道蓮田白岡久喜線の供用開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する入札公告\(水道管理課\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成23年度2月・3月分\)の共同購入に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)

告 示

埼玉県告示第百一〇号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年一月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人クリエイティブアクト
- 三 代表者の氏名
與座 卓
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市中央四丁目二十三番十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本国内及び開発途上国を中心とした海外において、生活習慣病に関する研究・開発活動を行う。これらの事業成果は当該国における公的機関や国際協力機関に開示することで、より多くの人々に寄与することを目的とする。同事業活動を行うことで国際社会に通用する人材の育成を行うことも目的の一つとする。特に将来的に国際協力分野にて活躍する人材を確保することで、長期的な事業の継続、発展、拡大を行う。また将来的に国際社会の一員となりうる児童や学生、一般住民に対する講演会やイベントを行うことで、より多くの国民に国際協力に関する知識と情報を提供する。

告 示

埼玉県告示第百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年一月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人With Nature
代表者の氏名
加納 仁志
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間市大字下藤沢四百三番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は子どもたちが自然体験や農業体験を通じ、仲間と共に協働し、痛みや喜びを共有し、豊かな人間性と体作りを育み、しっかりと社会の将来を担える人材を育成することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百三三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年一月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人生活ホーム江南
- 三 代表者の氏名
岩瀬 勝
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市押切二千六百二十番地十二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、知的障害者に対して、自立支援に関する事業を行い、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで社会福祉の増進と知的障害者の社会自立に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第四百四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年二月三日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,330千部×12回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年4月1日(日)から平成25年3月31日(日)まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札金額は、各1部当たり(8頁物・12頁物)の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 過去2年間において、県内全域での同日一斉新聞(3紙以上)折り込み配布部数について190万部以上の実績があること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。

(7) 納入された「彩の国だよりの」を一時保管する場所が確保できること。

- (8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯（埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に、「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みをするための配布手順を示せること。

なお、この配布については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 吉川・門倉 電話048-830-2857（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階 県民生活部会議室 平成24年3月22日（木）午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 平成24年3月21日（水）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額（各1部当たり（8頁物・12頁物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額）×2,330千部×1.05×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

契約単価（各1部当たり（8頁物・12頁物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額）×2,330千部×1.05×0.1

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成24年3月1日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年2月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))に提出すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に基づき、代金を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成24年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-Kuni Dayori)" 2,350,000 copies twelve times per year
- (2) Time-limit for tender: 10:00 a.m.22, March, 2012. (tender submitted by mail 5:00 p.m.21, March, 2012)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Division, Department of Public Services, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2857

告 示

埼玉県告示第百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年一月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人高齢者・障害者サポートセンター
- 三 代表者の氏名
渡 邊 武
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市大倉二百二十六番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、もつとも弱いものを一人ももれなく守る成年後見人制度等の活用を図りながら、高齢者・障害者等の人格を尊重し、「安心して健やかな生活ができる社会の実現」に向け、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ほっとプラス

三 代表者の氏名

藤 田 孝 典

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目一四六九ノザワビルA棟五階

五 定款に記載された目的

この法人は、市民がほっとできる社会的居場所を創造できるよう、ソーシャルワークを行うと共に、福祉による地域の貧困問題の解消と、市民が住みよいまちづくりを目指して、社会変革の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年一月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人くらし安心・育成会環
- 三 代表者の氏名
内 田 和 平
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市浦和区木崎五丁目二十一番三号佐久間方
- 五 定款に記載された目的
この法人は、防犯パトロール及びその人材の育成、また、街灯の設置・維持・管理等、防犯活動を行うことにより、安全な地域社会の創造に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年一月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ドップクラブ

三 代表者の氏名

串 田 由 幸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市西区三橋六丁目千六百四十五番地一 マーレム大宮三百九

五 定款に記載された目的

この法人は、国の内外を問わず男女、健常者、障害者が共に助け合い、障害者やその家族及び老人等に対して福祉活動を行うと共に、近年とみに複雑化する医学・科学の発展状況を解かり易く啓蒙し、障害者とその家族が抱える問題に対して手をさしのべることにより、愛情豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第百九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十四年二月三日

埼玉県知事 上田清司

一件名

圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成二十四年二月二十五日（土）午後一時から二時まで

久喜市中央公民館 大集会室

イ 平成二十四年二月二十五日（土）午後三時から四時まで

杉戸町西公民館 講座室

ウ 平成二十四年二月二十五日（土）午後五時から六時まで

幸手市保健福祉総合センター（ウエルス幸手）研修室

エ 平成二十四年二月二十五日（土）午後七時から八時まで

五霞町役場 第三会議室

三 事業者の氏名及び住所

埼玉県企業局

埼玉県公営企業管理者 石田 義明

さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

四 意見を聴こうとする事項

埼玉県企業局が作成した圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

告示

埼玉県告示第百十号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十四年二月三日

埼玉県知事 上田清司

一件名

東松山都市計画事業（仮称）葛袋土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成二十四年二月二十五日（土）午前九時から十時まで

東松山市民文化センター第二多目的室

イ 平成二十四年二月二十六日（日）午後一時から二時まで

鳩山町中央公民館第一研修室

ウ 平成二十四年二月二十六日（日）午後三時から四時まで

嵐山町町民ホール

エ 平成二十四年二月二十六日（日）午後五時から六時まで

滑川町コミュニティセンター大集会室

三 都市計画決定権者の名称

東松山市

東松山市長 森田 光一

東松山市松葉町一丁目一番五十八号

四 意見を聴こうとする事項

東松山市が作成した東松山都市計画事業（仮称）葛袋土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

告示

埼玉県告示第百十一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十四年二月三日

埼玉県知事 上田清司

一件名

（仮称）東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業に係る環境影響評価

公聴会

二 日時及び場所

ア 平成二十四年二月二十五日（土）午前十時から十一時まで

東松山市民文化センター第二多目的室

イ 平成二十四年二月二十六日（日）午前九時から十時まで

川島町コミュニティセンター二階会議室

ウ 平成二十四年二月二十六日（日）午前十一時から十二時まで

坂戸市役所二〇一会議室

エ 平成二十四年二月二十六日（日）午後七時から八時まで

吉見町役場三階中集会室

三 都市計画決定権者の名称

吉見町

吉見町長 新井 保美

吉見町大字下細谷四百十一番地

四 意見を聴こうとする事項

吉見町が作成した（仮称）東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

告 示

埼玉県告示第百十二号

行田市から行田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県大宮県税事務所長告示第三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十四年二月三日

埼玉県大宮県税事務所長 人見 正明

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社大谷鋳油	大谷賢	埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目四百七十六番二	平成二十三年十二月二十一日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
東一〇七五番一地先まで	秩父市大野原字宿東一〇七九番一地从り同市大野原字宿	区 間
一四・七六	一〇・五〇 一四・七六	敷地の幅員 (メートル)
八四・九二		延長 (メートル)
拡幅	歩道整備工事に伴う	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

一 道路の種類 県道

二 路線名 熊谷小川秩父線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
二七六四番四地先まで	秩父市山田字深田二六一三番 一〇地先から同市山田字浅田	区 間
三六・九〇	一六・四〇 七・四五	敷地の幅員 (メートル)
四一〇・八〇		延長 (メートル)
整備工事に伴う拡幅	交差点整備及び歩道	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で 野 字 半 縄 一 四 五 五 番 六 地 先 ま	秩 父 市 荒 川 上 田 野 字 糺 屋 九 八 四 番 四 地 先 か ら 同 市 荒 川 上 田	区 間
一 五 ・ 七 〇	一 一 ・ 二 四	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
三 八 六 ・ 五		延 長 (メ ー ト ル)
	事 付 金 (交 通 安 全) 工	備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

<p>蓮田白岡久喜線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>蓮田市大字黒浜字桜ヶ丘三四六九番二地先から 同市大字黒浜字桜ヶ丘三五一〇番三地先まで</p>	<p>供 用 開 始 の 区 間</p>
<p>平成二十四年二月四日 午後三時</p>	<p>供 用 開 始 の 期 日</p>
<p>蓮田スマートインターチェンジ 事業 延長 三八一・六二メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年二月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年八月三十一日

指令川建セ第二三 五四 号

二 検査済証番号

平成二十四年二月一日

川建セ第二三 九四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字地頭方字西通三四四番三、三四五番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字地頭方三四四番地

齊藤 千春

告 示

埼玉県公営企業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年二月三日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

以下の物品ごとに入札に付する。

- ア 水道用ポリ塩化アルミニウム 9,638 トン
- イ 水道用液体塩素 771 トン
- ウ 水道用次亜塩素酸ナトリウム 997 トン
- エ 水道用粉末活性炭（ウェット炭）214 トン
- オ 水道用粉末活性炭（ドライ炭） 154 トン

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

- ア、イ、ウ 平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで
 - エ、オ 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- （詳細は入札説明書による。）

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場ほか 4 浄水場（詳細は入札説明書による。）

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で「工業用薬品」に登録された者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号 埼玉県企業局
水道管理課水質担当 川崎 博康 電話 048-830-7094 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

(3) 入札書受付期間

ア システムを使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 24 年 3 月 26 日(月)午後 5 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 24 年 3 月 26 日(月)午後 5 時まで(必着)。なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

(ア) 水道用ポリ塩化アルミニウム 平成 24 年 3 月 27 日(火)午前 10 時 00 分

(イ) 水道用液体塩素 平成 24 年 3 月 27 日(火)午前 10 時 30 分

(ウ) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 平成 24 年 3 月 27 日(火)午前 11 時 00 分

(エ) 水道用粉末活性炭(ウイット炭) 平成 24 年 3 月 27 日(火)午後 1 時 30 分

(オ) 水道用粉末活性炭(ドライ炭) 平成 24 年 3 月 27 日(火)午後 2 時 00 分

(5) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

埼玉県企業局財務課契約担当 電話 048-830-7038 (直通)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1(1)に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法により平成24年2月24日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(ア) システムを利用する場合

システムから確認申請する。

(イ) 紙媒体の入札書を郵送する場合

3(1)の場所に郵送(書留郵便又は簡易書留)により提出する。

イ 入札者は、3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号)第9条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話 048-830-5775（直通）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号）に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10)その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Water supply Chemicals to be purchased:

- a) Polyaluminium Chloride 9,638 tons
- b) Liquefied Chlorine 771 tons
- c) Sodium hypochlorite 997 tons
- d) Powdered Activated Carbon 214 tons
- e) Dry Powdered Activated Carbon 154 tons

(2) Time-limit for tender:

By the electronic tender system: 5:00 p.m. ,26, March, 2012.

(Tendering by registered mail must be received by 5:00 p.m. , 26, March, 2012)

(3) Contact point for notice:

Waterworks Management Division, Public Enterprise Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-14-21, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-7094

告 示

埼玉県病院事業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年二月三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 541,600リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696
 - (2)埼玉県立がんセンター 事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818
 - (3)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当
埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100
 - (4)埼玉県立精神医療センター 事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818-2
- 3 落札者を決定した日
平成 24年 1月 26日
- 4 落札者の氏名及び住所
関彰商事株式会社 関東支店
埼玉県久喜市江面 1663-1
- 5 落札金額
40,717,488 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 24年 1月 6日